健長第２６２０号

令和３年９月２８日

　各介護保険施設・事業所管理者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 山梨県福祉保健部健康長寿推進課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（　公 　印 　省 　略　）

介護施設・事業所等における災害情報共有システムについて（通知）

平素から、本県高齢者福祉行政への御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

　さて、標記の件につきましては、別添の厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡のとおり、災害時における介護施設・事業所の被災状況を国及び自治体が共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されることとなりました。

　各介護保険施設・事業所におかれましては、災害が発生した際には、別添の「事業所向け操作マニュアル（被災情報報告編）を参照の上、情報公表システムに被災状況等を入力いただきますようお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 介護サービス振興担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話 055(223)1455